

## 石鳥谷ふれあい運動公園使用料

区 分	使 用 料		
	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00
一区画当たり	300円	400円	200円
屋外照明施設	30分までごとに		1,000円

備考1 使用時間が2時間に満たない場合は、使用料の5割相当額を減額した額とする。（屋外照明施設を除く）

2 営利営業を目的とする使用料は、上記金額に10を乗じた額とする。

3 「一区画」とは、90m四方に区画された8区画のうちの1区画をいう。